

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費  
 その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

・市町村交付金（社会保障財源化分）

71,320 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,653,455 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	H30決算額	一般財源					
		国県支出金	地方債	その他	うち引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	6,572	100		86	6,386	410
	福祉総務費	24,948	2,584		99	22,265	1,429
	遺家族援護費	620				620	40
	身体障害者等福祉費（障害者自立支援給付費）	270,621	183,862			86,759	5,568
	老人福祉費	6,222	1,226			4,996	321
	老人福祉施設費	752				752	48
	老人保護措置費	75,690			11,541	64,149	4,117
	在宅福祉費	6,669			541	6,128	393
	児童福祉総務費	58,072	15,500		40,003	2,569	165
	保育所運営費	218,794	136,319		3,054	79,421	5,097
	児童館運営事業費	259				259	17
	子育て支援事業費	377				377	24
	児童手当費	70,080	58,840			11,240	721
	小計	739,676	398,431		55,324	285,921	18,351
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	77,359	43,107			34,252	2,198
	介護保険事業費	218,634	1,941			216,693	13,908
	後期高齢者医療事業費	252,233	40,096		1,226	210,911	13,537
	小計	548,226	85,144		1,226	461,856	29,643
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費（健康長寿のまちづくり推進事業）	1,777			74	1,703	109
	保健事業費	31,776	976		1,076	29,724	1,908
	病院費（繰出金）	332,000				332,000	21,309
	小計	365,553	976		1,150	363,427	23,326
計	1,653,455	484,551		57,700	1,111,204	71,320	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）」を示すもの（総務省事務通達）であり、下記はその中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること  
 事例) 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度  
 事例) 国民健康保険、介護保険、年金 など

※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策  
 事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など